

## 国民健康保険産前産後保険料免除

### 1. 目的

子育て世帯の負担軽減等のため、出産被保険者等（出産する予定の被保険者または出産した被保険者）は、産前産後期間に稼得活動に従事できないと考え、所得割と均等割を免除するもの。

### 2. 保険料免除対象月

令和 6 年 1 月分以降

### 3. 免除対象

妊娠 85 日（4 か月）以上で、令和 5 年 11 月以降に出産予定の国民健康保険被保険者（死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含む）

令和 5 年度中の対象者（見込）：15 人

### 4. 免除対象月

産前産後期間＝単胎：4 か月間（出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月まで）

多胎：6 か月間（出産予定月（又は出産月）の 3 か月前から 6 か月）

【免除対象月＝●】

	3 月前	2 月前	1 月前	出産月	1 月後	2 月後	3 月後
単胎			●	●	●	●	
多胎	●	●	●	●	●	●	

## 5. 免除する月割納付額の計算

月割納付額＝当該年度分の所得割保険料と均等割保険料をそれぞれ 1/12 に  
し、令和 6 年 1 月分以降の産前産後期間の月分を乗じる。

- 低所得者軽減が適用される場合は、低所得者軽減後の額で算出する。
- 免除額は、未到来納期数で按分する。
- 納付済み後の免除決定分は還付する。

## 6. 届出・免除措置

① 出産予定日の 6 か月前から届出できる。

(申請書・母子健康手帳、出産等が分かる書類)

※ 出産予定日と出産日に差がある場合は、再度の届出が可能

(例) 出産予定日を令和 5 年 11 月として届出後、出産日を令和 5 年  
12 月として再度届出する場合

保険料免除対象月：1 か月分 (令和 6 年 1 月分のみ)

→ 2 か月分 (令和 6 年 1～2 月分)

② 出生届等で事実を窓口で把握し、本届出をしてもらう。

③ 出産一時金給付の請求で事実を把握し、職権で免除措置する。

④ 転出入した場合は、転出前市町村に電話または文書等により確認する。

葉山町から転出した場合は、毎月対象者を抽出して、転出先市町村に通  
知する。(令和 5 年度の出産被保険者等に転出入者はいなかった。)

## 7. 制度の周知

- 広報葉山、町ホームページで周知
- 産科への情報提供
- チラシ配布 (母子手帳交付時や両親教室時)
- 令和 5 年 11 月～12 月出産者には、出生届に基づき案内を送付する。

## 8. 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日